

平成25年4月

大阪税関業務部

関 係 各 位

「関税率表1品目」の取扱いの変更について(お知らせ)

平素より税関行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

輸入申告につきまして、従来、会計検査院に提出する「関税率表1品目」の基準として、NACCS申告の場合、輸入(納税)申告書の「税表番号」、またマニュアル申告の場合、輸入(納税)申告書の「番号」及び「税表細分」としておりましたが、5月以降の税関への提出分につきましては、NACCS申告及びマニュアル申告ともに「HS番号の9桁」を「関税率表1品目」と変更することといたしますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

大阪税関業務部収納課許可係

電話 : 06-6576-3312